明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○文化財を登録有形文化財に登録する件（**文部科学**一五一）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一三六九～一三八〇）　六
〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　一〇
**特殊法人等**
独立行政法人国立公文書館平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人農畜産業振興機構平成二十五事業年度決算、平成二十六年度公害防止管理者等資格認定講習、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定・裁決関係　四四
**地方公共団体**
行旅死亡人関係　四五
**会社その他**
**会社決算公告**　五六

## 告示

**○文部科学省告示第百五十一号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月七日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

| 名称 | 構造及び形式 | 所在地 |
|---|---|---|
| 遠藤家住宅主屋 | 木造及びコンクリート造平屋建、瓦葺、建築面積六七一平方メートル、煙突付 | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八他 |
| 遠藤家住宅蔵 | 煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積五四平方メートル | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八他 |
| 遠藤家住宅南石蔵 | 石造平屋建、鉄板葺、建築面積一八平方メートル、地下室付 | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八他 |
| 遠藤家住宅北石蔵 | 石造平屋建、鉄板葺、建築面積二九平方メートル | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八他 |
| 遠藤家住宅表門 | 木造、瓦葺、間口二・五メートル、左右袖塀及び潜戸付 | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八 |
| 遠藤家住宅塀 | 石造及び煉瓦造、総延長一六一メートル、門付 | 北海道札幌市中央区南六条西五―一八 |
| 駿河屋宮田書店店舗兼主屋 | 土蔵造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二三一平方メートル、門付 | 茨城県常陸太田市内堀町字内堀西二三五七 |
| 駿河屋宮田書店土蔵 | 土蔵造二階建、銅板葺、建築面積六九平方メートル | 茨城県常陸太田市内堀町字内堀西二三五七 |
| 旧稲田家住宅赤煉瓦蔵 | 煉瓦造三階建、鋼板葺、建築面積二三平方メートル | 茨城県常陸太田市東一町字東一東二二九五―二 |
| 鹿沼市文化活動交流館石蔵（旧帝国繊維石蔵） | 石造平屋建、鋼板葺、建築面積四九五平方メートル | 栃木県鹿沼市睦町字寺ノ内一九五六―二 |
| 田波家住宅主屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積一八五平方メートル | 栃木県小山市大字南小林七四―一 |